

AIUの業務災害総合保険 ハイパー任意労災

貴社で働く方を、
幅広く
補償します!

AIU INSURANCE COMPANY



労務トラブルの初期対応策

問題が発生した場合、すぐに臨床心理士・社会保険労務士に相談できます。

社長のための労務相談ホットラインサービス

Three empty speech bubble shapes stacked vertically, intended for notes or input.

A large, empty rounded rectangular box with a red border, intended for additional notes or input.

労務問題に強い弁護士に、法的な相談・交渉の代理を依頼することもできます。



万一の高額賠償に備える補償

万一の高額賠償から企業経営を守ります。



従業員など補償の対象となる方が、保険期間中に業務により被ったケガや病気について、**貴社が法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の損害を補償します。**

損害賠償金、争訟・弁護士費用など

(1 災害につきご契約の保険金額限度)

- (注1) 貴社の従業員の損害賠償責任も補償します。
- (注2) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人の損害賠償責任も補償します。
- (注3) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員(一人親方を含みます。)などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限りま。
- (注4) 損害賠償金額の決定や争訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などは差し引いてお支払いします。

次のいずれかの補償をお選びいただけます。



使用者賠償責任補償保険金

(使用者賠償責任拡張補償特約セット)

従業員など補償の対象となる方が、業務に従事中および通勤途上で被ったケガや病気に対する貴社の損害賠償責任について、お支払いします。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。



使用者賠償責任限定補償保険金

(死亡のみ補償)

従業員など補償の対象となる方が、業務に従事中(通勤途上を含みません。)に被ったケガなどに対する貴社の損害賠償責任について、死亡補償保険金をお支払いする場合には、お支払いします。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の認定が必要です。



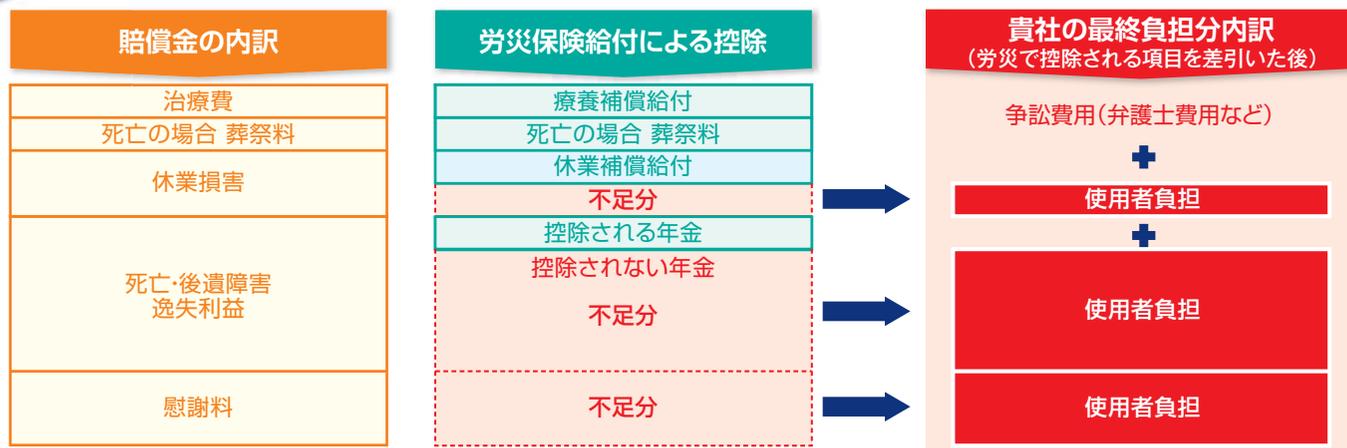
次の事由により生じた損害賠償金や費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- 契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(使用者賠償責任補償保険金は、地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気、化学物質による胆管がん、風土病
- 特別な約定により加重された賠償責任
- 住居および生計を共にする親族のケガ・病気(個人事業主または役員が損害賠償責任を負う場合)
- 労災保険に特別加入していない海外派遣者のケガ・病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染
- …など



ポイント

訴訟になった場合、労災保険から給付がない部分は使用者(貴社)の負担に。



ハイパー任意労災なら、各種補償(P3、4)と賠償補償(P6)で、使用者負担分をカバーすることができます!

付帯サービスのご案内

従業員の方がいつでも使える相談窓口として
従業員のメンタルヘルス対策にご活用いただけるサービスです。



お電話にてご相談いただけます

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

ハロー健康相談24

医師・保健師・看護師など経験豊かなスタッフによる24時間・年中無休の電話相談サービスです。健康や医療、育児からメンタルヘルスなどのご相談に応じます。



例えば、このような質問にお答えします。
・飲んでいる薬の副作用について詳しく知りたい
・夜中に子供が熱を出したときの対処は?
・休日に診察できる病院を知りたい
など

介護相談ホットライン

働きながら介護をしている従業員の方や、介護を担う従業員のご家族のための相談窓口です。ケアマネジャーなどの有資格者が、傾聴・アドバイスします。



例えば、このような質問にお答えします。
・親の介護と仕事の両立についてアドバイスをもらいたい
・ケアマネジャーとの意思疎通について
・介護認定手続きと介護保険について知りたい
など



面談およびお電話にてご相談いただけます

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

メンタルケアカウンセリングサービス



例えば、このような質問にお答えします。
・人前にでるのが怖い。
・理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
・ゆううつで気分がすぐれない。
・夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。



・電話によるカウンセリング

心理カウンセラーによるカウンセリングを年中無休で提供します。

・面談によるカウンセリング

日本各地のカウンセリングルームで、面談によるカウンセリングをお一人様年間3回まで提供します。

- これらのサービスは、ご契約の内容が次のいずれかの条件に該当する場合にご利用いただけます。
 - 死亡保険金(死亡補償保険金と災害死亡保険金の合算)を1,500万円以上セット
 - 葬祭費用保険金を100万円以上セット
 - 事業主相談費用等保険金をセット

(注1) 本サービスは、ティーバック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
(注2) 国外で発生した症状や受けた診療等に関する相談および国外からの相談等はお受けできません。
(注3) ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
(注4) サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
(注5) サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。

ご契約のお手続きにあたって

- ハイパー任意労災は、貴社の事業内容および売上高から保険料を算出する方法を採用しています。契約時には事業内容と売上高を確認させていただきますので、労災保険料の申告書や損益計算書などをご準備ください。
- ご契約の締結時には、従業員等の代表の方からご契約に対する同意をいただきます。
- 保険料は全額損金処理が可能です。
法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2016年11月現在)

より詳しい補償内容のご説明を、弊社ホームページでご案内しています。 <http://www.aiu.co.jp>

- ◇このパンフレットはハイパー任意労災(業務災害総合保険)の概要をご説明したものです。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ◇ご契約前に重要事項説明書を必ずご覧ください。
- ◇弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: 03-3216-6611

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは